INFORMATION（7月）

11(土)～12(日)　郵政ユニオン第６回定期大会/長崎
18(土)　大阪全労協大会/大阪市
７月12日～　09ピースサイクル全国を自転車走行
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
８月５～６日　ピースサイクル　ヒロシマ集会・行動
８月８～９日　ピースサイクル　ナガサキ集会・行動
８月８～10日　ピースサイクル　六ヶ所行動

郵政ユニオン

発行所：東京都千代田外神田町6-15-14
外神田ストーク502号
発　行：郵政労働者ユニオン　内田　正
発　責：教宣部　松橋　実
連絡先：TEL 03-3837-5391　FAX 03-3837-5392
ＵＲＬ：http://union.ubin-net.jp/
E-MAIL：postunion@pop21.odn.ne.jp
郵便振替口座：00160-0-139721「郵政ユニオン」
１部50円(組合員は組合費に含む)

登戸局事件、勝利和解する！

仕事中、重傷おった永田さんへ和解・解決金

労災被災者のクビ切りは許されない！

神奈川県登戸郵便局で作業中重傷をおいながら退職させられた深夜非常勤職員・永田雅俊さん。事故発生から約９年後の今年５月28日、損害賠償請求裁判でついに勝利和解を勝ち取った。

永田雅俊さん（前列中央）

非正規労働者差別の実態

バイト、非常勤、ゆうメイト様々な呼ばれ方をしながらもいまや郵政グループ会社全体で正社員と同数20万人を超える郵政非正規労働者。問題は正社員との待遇格差だけではありません。格差があってはならない、法律などで当然に適用されるべきことが適用されない差別にあります。永田さんのほぼ失われた右手の機能は戻ってきません。しかし、闇の中から声をあげた永田さんの行動は郵政非正規差別にひとつの風穴をあけました。

右手の神経を切る重傷

永田さんは１９９７年11月神奈川県登戸郵便局で郵便内務深夜非常勤職員として採用されました。大型・小型・ゆうパック・国際小包の処理、区分機を使いこなし、特殊作業も行っていました。２０００年９月20日早朝「４時便」が到着。台車の中は、中段中敷を無くして下から小包を山積みしてある不安定な状態。作業中、上から荷崩れが起き国際小包が落ちてきました。その角で右手首を負傷、自分で床の血をふき止血しながら職員を探し告げましたが手当を受けることはありませんでした。そのまま朝を待ち病院へ。数日後に受けた診断は「右正中神経障害・右手根部症候群」右手の薬指の縦半分から親指までの感覚が無くなっていました。負傷後の療養補償（治療代）は行われましたが不十分で、休業補償（賃金）は安く、求めなければ遅れがちでした。

損害賠償を求め闘いを開始！

永田さんは損害賠償を求め、たった一人で動き始めました。関東郵政局（当時）、行政相談機関、労働基準監督署などへ足を運びますが、全くらちがあきません。そんな中、２００５年12月、ＪＭＩＵ（全日本金属情報機器労働組合）川崎支部に出会い加入。団体交渉要求や人事院への取り組みが始まりました。川崎支部から郵政労働者ユニオンへの連絡があり登戸局や周辺局での宣伝活動を行ってきました。

２００７年１月、障害等級決定がなされ一時金と年金の支給が決まりました。第一の成果です。しかし、症状固定＝補償打ち切りから実に４年の歳月が過ぎていました。この間郵政は手続きの怠慢を重ね続けたのです。そしてこの障害認定も、受けた被害の一部分をつぐなうものでしかありません。怪我によって大きく制限を受けることになった腕の機能への賠償、そのことの精神的苦痛、一向に動かなかった遅延損害への賠償など、永田さんは損害賠償請求訴訟を決断し、川崎支部の取り組み、郵政ユニオンの連帯が確認されました。

和解・解決金支払いへ

裁判は和解のための協議として進行しました。そして本年５月28日、会社側が示した解決金は和解案を受諾判断するに足りる金額でした。裁判官は、金額の中に被告側の謝罪の意味が「含まれているということとして」と言明し、協議最後に原告側小野弁護士が「二度とこのようなことが起こらないようにしてもらいたい」と強調、被告会社側代理人「よくわかった」と返答して終了しました。

２００３年、症状固定とされたとき、永田さんが「こうなったが働けるところありますか？」と求めたのに対し当時総務課の上席課代の返答は「ないんだよね」の一言でした。その後きびしい境遇と体調の中でも他会社で懸命に働いた永田さんであれば、もし郵政が法の趣旨を守り、働くことを保障していれば存分の力を発揮したでしょう。貴重な労働力をひとり失い、そして解決金という額を郵政は払ったのです。

会社幹部のみなさん「ひとりを愛せる日本へ」などと素晴らしいコピーを世間に流す前に、ひとりを愛せる会社になりましょう。

郵政で働くすべての非正規、正規の仲間の皆さん、会社と大労組のいう「頑張る人がむくわれる」職場ではなく、すべての人が気持ちよく力を発揮できる職場にするために頑張りましょう。

強引な退職手続き

２００３年５月10日症状固定と診断。その後届いた治癒認定通知書には「平成13年１月11日公務災害と認定した災害は平成15年５月10日治癒したものと認めて通知する。療養補償・休業補償は、当日分をもって終了する」と記され、同７月31日、局側は強引に退職手続きこ行い、これですべてを終わらせようとしました。

厚生労働省により毎年、「労働災害動向調査」が発表されています。日本の主要産業における労働災害の発生状況を明らかにする目的です。その統計表から「郵便業」（年によっては「郵便局」）の数値をひろい出し作成したのが下のグラフです。「度数率」とは労働災害での死傷者数によるもので災害発生の頻度を表します。　それも、休業１日以上及び身体の一部又は機能を失うものに限定しています。

「強度率」とは、労働損失日数によるもので、災害の重さの程度を表します

（＊総合工事業＝建設業や土木工事業）

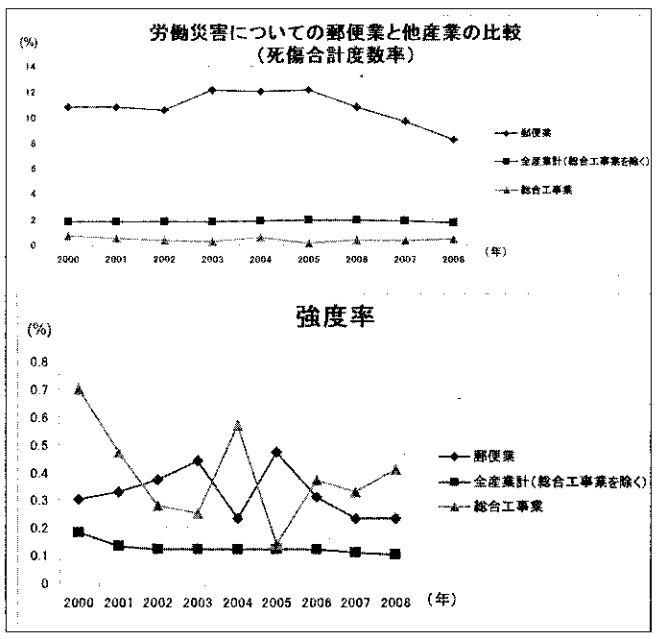

ひと目で、郵便業における労働災害頻度が他産業に比べてダントツの高さであることがわかります。総合工事業は死亡率や強度率が比較的高く別掲されていますが、強度率では郵便業はそれに匹敵する高さです。

労働災害被災非常勤職員を切り捨て、償おうとしなかったことと労働災害激発の実態は表裏一体です。

●日　時　７月11日(土)13:30～
７月12日(日)12:00
●場　所　ホテル・ニュータンダ
(長崎市)

労働災害に正規、非正規の区別なし

労働災害での負傷後、一定期間療養しても完治しない場合、治癒証明＝症状固定と診断されますがそれはその後も抱えることになる後遺症についての認定＝段階別の補償とセットでなければなりません。また、労災被災者についての解雇制限もあります。これらのことに正規社員も非正規社員も区別はありません。あたりまえのことです。

雨上がり

いよいよ、間近に迫ってきた、解散総選挙。安倍、福田と１年ごとに政権を放り出し、「選挙をする」ために登場したはずの麻生政権もズルズルと解散を先延ばしてきた。衆議院の任期は９月10日、どう転んでも選挙は近い▲05年のいわゆる郵政選挙で与党が圧勝し今日の状況が生み出された。新自由主義、規制緩和に対して、その見直しが大きな争点となっている。派遣労働の規制、資本の都合で労働者を簡単に切り捨てられる状況がつくられた。労働条件の悪化、低賃金化が拡大の一途をたどった▲４年前、郵政民営化で世の中よくなる、といった小泉元首相、嘘がこの４年で証明された。もう騙されてはならない、政権交代、労働者の権利を守り、憲法改悪にストップをかける、重要な選挙がもう間近だ。